

「P A S M O取扱規則」新旧対照表（抜粋）

現行版	改定版
<p style="text-align: center;">P A S M O取扱規則</p> <p style="text-align: right;">制 定 2007年 2月 1日 最終改定 2020年 3月 18日</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第2条 P A S M Oにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 P A S M Oのうち携帯情報端末におけるP A S M Oの使用については、この規則によらない場合があり、P A S M O取扱規則に関する特約に定めるところによる。</p> <p>3 P A S M Oを使用した旅客の運送等については、第3条第1項第1号に規定するP A S M O取扱事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。</p> <p>4 第3条第1項第12号に規定するP A S M O加盟店での商品・サービスの購入等にかかわる使用（以下「電子マネー取引」という。）については、P A S M O電子マネー取扱規則等の定めるところによる。</p> <p>5 当社が、当社以外の者（以下「提携先」という。）と提携した一体型P A S M Oにおける提携先のサービスの取扱いについては、当該提携先の定めるところによる。</p> <p>6 当社は、この規則及びこの規則に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。</p> <p>7 この規則が改定された場合、以後のP A S M Oにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。</p> <p>8 この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">P A S M O取扱規則</p> <p style="text-align: right;">制 定 2007年 2月 1日 最終改定 2020年 10月 6日</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第2条 P A S M Oにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 P A S M Oのうち携帯情報端末又は特定携帯情報端末におけるP A S M Oの使用については、この規則によらない場合があり、P A S M O取扱規則に関する特約に定めるところによる。</p> <p>3 P A S M Oを使用した旅客の運送等については、第3条第1項第1号に規定するP A S M O取扱事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。</p> <p>4 第3条第1項第12号に規定するP A S M O加盟店での商品・サービスの購入等にかかわる使用（以下「電子マネー取引」という。）については、P A S M O電子マネー取扱規則等の定めるところによる。</p> <p>5 当社が、当社以外の者（以下「提携先」という。）と提携した一体型P A S M Oにおける提携先のサービスの取扱いについては、当該提携先の定めるところによる。</p> <p>6 当社は、この規則及びこの規則に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。</p> <p>7 この規則が改定された場合、以後のP A S M Oにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。</p> <p>8 この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。</p>

「PASMOM取扱規則に関する特約」 新旧対照表

現行版	改定版
<p style="text-align: center;">PASMO取扱規則に関する特約</p> <p style="text-align: right;">制 定 2020年 3月18日 最終改定 2020年 8月28日</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特約は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が、「PASMO取扱規則」（以下、「PASMO規則」という。）に定めるサービス内容とその使用条件のうち、第3条に定める携帯情報端末に発行するPASMO（以下、「モバイルPASMO」という。）を使用した場合のサービス内容と使用条件を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この特約はPASMO規則に関する特約であり、PASMO規則と異なる条項についてはこの特約を優先して適用するものとする。</p> <p>2 この特約に定めのない事項については、PASMO規則の定めるところによる。なお、モバイルPASMOの特性上、適用可能な規定に限るものとする。</p> <p>3 PASMO規則第4条、第10条、第11条、第13条、第14条、第17条、第18条第2項、第20条から第25条、第28条、第29条に定める事項については、モバイルPASMOには適用しない。</p> <p>4 当社はこの特約を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更の内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。この特約変更後にモバイルPASMOを使用したことをもって、使用者が変更内容に合意したものとする。</p> <p>5 この特約が改定された場合、以後のモバイルPASMOにかかわる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「携帯情報端末」とは、携帯電話機のうち、当社が定める機能を備えたものをいう。</p> <p>(2) 「PASMOカード」とは、PASMOのうちカード型情報記録媒体をいう。</p> <p>(3) 「会員メニュー」とは、モバイルPASMO会員規約（以下、「会員規約」という。）に定める会員（以下、「会員」という。）のみが利用できるウェブサイトを用いる。</p> <p>(4) 「電気通信事業者」とは、モバイルPASMOを使用するために必要な、通信サービスを提供する通信キャリア又は仮想移動体通信事業者のことをいう。</p> <p>(5) 「モバイルPASMOアプリ」とは、モバイルPASMOを使用するために必要な、当社が提供する携帯情報端末向けのアプリケーションソフトのことをいう。</p> <p>(6) 「ソフトウェア」とは、モバイルPASMOを使用するために必要な、当社またはPASMO取扱事業者、電気通信事業者もしくは携帯情報端末のメーカーが提供するソフトウェアのことをいう。</p> <p>(7) 「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に当社が開設するモバイルPASMOコールセンターをいう。</p>	<p style="text-align: center;">PASMO取扱規則に関する特約</p> <p style="text-align: right;">制 定 2020年 3月18日 最終改定 <u>2020年 10月 6日</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特約は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が、「PASMO取扱規則」（以下、「PASMO規則」という。）に定めるサービス内容とその使用条件のうち、第3条に定める携帯情報端末に発行するPASMO（以下、「モバイルPASMO」という。）<u>及び第3条に定める特定携帯情報端末に発行するPASMO（以下、「Apple PayのPASMO」という。）</u>を使用した場合のサービス内容と使用条件を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この特約はPASMO規則に関する特約であり、PASMO規則と異なる条項についてはこの特約を優先して適用するものとする。</p> <p>2 この特約に定めのない事項については、PASMO規則の定めるところによる。なお、モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの特性上、適用可能な規定に限るものとする。</p> <p>3 PASMO規則第4条、第10条、第11条、第13条、第14条、第17条、第18条第2項、第20条から第25条、第28条、第29条に定める事項については、モバイルPASMO<u>及びApple PayのPASMO</u>には適用しない。</p> <p>4 当社はこの特約を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更の内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。この特約変更後にモバイルPASMO<u>又はApple PayのPASMO</u>を使用したことをもって、使用者が変更内容に合意したものとする。</p> <p>5 この特約が改定された場合、以後のモバイルPASMO<u>又はApple PayのPASMO</u>にかかわる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「携帯情報端末」とは、携帯電話機のうち、当社が定める機能を備えたもので、<u>第2号に定める特定携帯情報端末を除くものをいう。</u></p> <p>(2) 「<u>特定携帯情報端末</u>」とは、Apple社が製造し又は販売する携帯電話機及び腕時計のうち、<u>当社が定める機能を備えたものをいう。</u>なお、当該腕時計に適用する規定は、<u>当該腕時計の特性上、適用可能な範囲に限るものとする。</u></p> <p>(3) 「PASMOカード」とは、PASMOのうちカード型情報記録媒体をいう。</p> <p>(4) 「会員メニュー」とは、モバイルPASMO<u>及びApple PayのPASMO</u>会員規約（以下、「会員規約」という。）に定める会員（以下、「会員」という。）のみが利用できるウェブサイトを用いる。</p> <p>(5) 「電気通信事業者」とは、モバイルPASMO<u>又はApple PayのPASMO</u>を使用するために必要な、通信サービスを提供する通信キャリア又は仮想移動体通信事業者のことをいう。</p> <p>(6) 「モバイルPASMOアプリ」とは、モバイルPASMOを使用するために必要な、当社が提供する携帯情報端末向けのアプリケーションソフトのことをいう。</p> <p>(7) 「<u>PASMOアプリケーション</u>」とは、Apple PayのPASMOを使用するために、<u>当社が提供する特定携帯情報端末向けのアプリケーションソフトのことをいう。</u></p> <p>(8) 「ソフトウェア」とは、モバイルPASMO<u>又はApple PayのPASMO</u>を使用するために必要な、当社、PASMO取扱事業者、電気通信事業者又は携帯情報端末もしくは<u>特定携帯情報端末のメーカー</u>が提供するソフトウェアのことをいう。</p> <p>(9) 「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に当社が開設するモバイルPASMO<u>及びApple PayのPASMO</u>のコールセンターをいう。</p>

(契約の成立)

第4条 モバイルPASMOの使用にかかわる契約は、使用者が所有する携帯情報端末においてモバイルPASMOを発行したときに両者の間において成立する。

2 当社が交付したPASMOカード内の情報を第12条第2項により携帯情報端末に移し替えたときは、そのときをもってPASMO規則のほかこの特約も適用されるものとする。

(会員登録)

第5条 使用者は、会員規約に基づき、モバイルPASMOアプリにおける所定のアプリケーション操作を行い、会員登録手続きを完了させることにより、会員としてモバイルPASMOサービスを利用することができる。その場合、使用者は、この特約に加え、会員規約の定めに従うものとする。

(契約の成立)

第4条 モバイルPASMOの使用にかかわる契約は、使用者が使用する携帯情報端末においてモバイルPASMOを発行したときに、Apple PayのPASMOの使用にかかわる契約は、使用者が使用する特定携帯情報端末においてApple PayのPASMOを発行したときに両者の間において成立する。

2 当社が交付したPASMOカード内の情報を第14条第2項により携帯情報端末に又は第15条第2項により特定携帯情報端末に移し替えたときは、そのときをもってPASMO規則のほかこの特約も適用されるものとする。

3 モバイルPASMOを使用する携帯情報端末の機種変更を行う場合において、第18条第7項により特定携帯情報端末に情報を移動させ、新たなApple PayのPASMOを発行するときは、特定携帯情報端末にApple PayのPASMOを発行したときをもって、この特約におけるApple PayのPASMOに関する規定を適用するものとする。

(会員登録)

第5条 使用者は、会員規約に基づき、モバイルPASMOアプリ又はPASMOアプリケーションにおける所定のアプリケーション操作を行い、会員登録手続きを完了させることにより、会員としてモバイルPASMOサービス又はApple PayのPASMOサービスを利用することができる。その場合、使用者は、この特約に加え、会員規約の定めに従うものとする。

(個人情報の取扱い)

第6条 使用者が前条に定める会員登録を行わず、第15条第2項により特定携帯情報端末に移し替えた場合、使用者は、当社が使用者から取得する次の各号に掲げる情報のほか使用者の個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、次の各号に掲げる情報と併せて「個人情報等」という。以下同じ。）について、PASMO規則第6条の定める取扱いのほか、以下のアからクに掲げる利用目的のため、必要な保護措置を講じたうえで利用することに同意する。

(1) 氏名、性別、生年月日、電話番号、その他使用者が届けた事項

(2) Apple PayのPASMOに記録された利用内容

(3) 特定携帯情報端末に内蔵されているICチップに記録された固有のID番号

(4) Apple PayのPASMOの提供に必要な特定携帯情報端末にかかるデバイス情報（IPアドレス等）

(5) Apple PayのPASMOの利用に係る代金等の決済に必要なとなる情報

(利用目的)

ア. Apple PayのPASMO登録内容の確認

イ. 新サービス、特典等及びこれらに関する情報の提供

ウ. Apple PayのPASMOの利用動向を把握・分析して得られた情報の利用又は提供

エ. Apple PayのPASMOにかかわるサービスの実施及び改善

オ. Apple PayのPASMOの利用に係る代金等の決済、及びクレジットカードの有効性、適正利用の確認、並びに、これらに関してクレジットカード発行会社等との間で必要となる諸連絡

カ. 当社、PASMO取扱事業者及びそのグループ会社の行う事業における経営分析、市場調査、研究開発、調査研究、商品開発、広告宣伝、マーケティング、及び各事業に係るサービス向上の検討その他の目的

キ. 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）やその他の関係法令等を遵守した上での外部への提供

ク. 次に掲げる第三者提供

(a) 使用者が利用するApple PayのPASMOを発行した特定携帯情報端末に障害・不具合・事故が発生した場合に、当社から使用者と通信サービスを契約している電気通信事業者又は特定携帯情報端末のメーカーに対し、当該障害・不具合・事故の調査・対応や使用者に対する連絡のため行う第1項各号の個人情報等の提供

(b) Apple社に対して、Apple PayのPASMOを発行した特定携帯情報端末での不正取引の防止及び検知、並びに当該端末の使用者に対する連絡のため行う第1項各号の個人情報等の提供

2 使用者は、第1項の利用目的のため、Apple PayのPASMOの利用終了後であっても、第1項の個人情報等を当社が保有することがあることに同意する。

(個人情報の共同利用)

第7条 使用者が第5条に定める会員登録を行わず、第15条第2項により特定携帯情報端末に移し替えた場合、当社は当該使用者から取得した個人情報について、P A S M O取扱事業者及びグループ会社との間で、次の各号に掲げるものを目的として個人情報のうち氏名、性別、生年月日、電話番号、利用履歴、その他届出情報の共同利用を行う。

(1) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業における経営分析

(2) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業における市場調査、研究開発その他の調査研究

(3) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業における商品開発

(4) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業における広告宣伝、マーケティング

(5) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業におけるサービス向上の検討

(6) 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）やその他の関係法令等を遵守したうえで取得した個人情報の提供

2 前項における個人情報の管理について責任を有する者は、当社とする。

(制限又は停止等)

第8条 当社は、P A S M O規則第9条に定めるほか、次の各号に該当する場合、P A S M O取扱事業者及びP A S M O加盟店においてモバイルP A S M O及びApple PayのP A S M Oの取扱いを一時停止、制限、中断又は終了することがある。

(1) 携帯情報端末又は特定携帯情報端末の使用に必要な、電気通信事業者が管理・運営する設備に関して、電気通信事業者が保守・点検を行う場合、又は障害が発生した場合

(2) 携帯情報端末又は特定携帯情報端末の使用に必要な、電気通信事業者が管理・運営するサービスが中止、中断又は終了した場合、もしくはそのおそれがある場合

(3) モバイルP A S M Oが発行可能な携帯情報端末もしくはApple PayのP A S M Oが発行可能な特定携帯情報端末の生産が中止、中断又は終了された場合、又はそのおそれがある場合

(モバイルP A S M O又はApple PayのP A S M Oの使用環境等)

第9条 使用者は、モバイルP A S M O又はApple PayのP A S M Oを使用するために必要な機器、ソフトウェア、電気通信事業者との間で締結すべき通信サービス契約及びその他すべての設備を使用者の責任と負担において準備し、維持するものとする。

2 使用者は、モバイルP A S M O又はApple PayのP A S M Oの使用にあたって必要となる通信費等を使用者の責任において負担するものとする。

3 モバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末又はApple PayのP A S M Oを発行した特定携帯情報端末の故障又は電池切れや、携帯電話網等を介した通信状態が不安定であるなどの理由で、通常に使用できる状態にない場合は、モバイルP A S M O又はApple PayのP A S M Oを使用することができない。

(サービス提供時間)

第10条 モバイルP A S M O及びApple PayのP A S M Oのサービス提供時間は、当社ウェブサイトに掲示する。

(ソフトウェアのバージョン交換等)

第11条 モバイルP A S M O及びApple PayのP A S M Oに関する品質の維持・向上のために、当社は、予告なくモバイルP A S M O又はApple PayのP A S M Oを使用するうえで必要な、当社が提供するソフトウェア等のバージョン交換、及びモバイルP A S M Oアプリ又はP A S M Oアプリケーションの更新を実施することがある。

2 電気通信事業者又は携帯情報端末もしくは特定携帯情報端末のメーカー側は、モバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末又はApple PayのP A S M Oを発行した特定携帯情報端末のソフトウェア等のバージョン交換等を実施することがある。

(使用者の責任)

第12条 使用者は、モバイルP A S M O又はApple PayのP A S M Oに関する適用規約及びモバイルP A S M O又はApple PayのP A S M Oの所定の操作方法等を遵守するものとする。使用者がこれらに反した行為又は不正もしくは違法な行為により、当社が損害を受けた場合には当該使用者に対して損害賠償の請求をする場合がある。

(デポジット)

第13条 モバイルP A S M O及びApple PayのP A S M Oについては、デポジットは収受しない。

(制限又は停止等)

第6条 当社は、P A S M O規則第9条に定めるほか、次の各号に該当する場合、P A S M O取扱事業者及びP A S M O加盟店においてモバイルP A S M Oの取扱いを一時停止、制限、中断又は終了することがある。

(1) 携帯情報端末の使用に必要な、電気通信事業者が管理・運営する設備に関して、電気通信事業者が保守・点検を行う場合、または障害が発生した場合

(2) 携帯情報端末の使用に必要な、電気通信事業者が管理・運営するサービスが中止、中断または終了した場合、又はそのおそれがある場合

(3) モバイルP A S M Oが発行可能な携帯情報端末の生産が中止、中断又は終了された場合、又はそのおそれがある場合

(モバイルP A S M Oの使用環境等)

第7条 使用者は、モバイルP A S M Oを使用するために必要な機器、ソフトウェア、電気通信事業者との間で締結すべき通信サービス契約及びその他すべての設備を使用者の責任と負担において準備し、維持するものとする。

2 使用者は、モバイルP A S M Oの使用にあたって必要となる通信費等を使用者の責任において負担するものとする。

3 モバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末の故障又は電池切れや、携帯電話網等を介した通信状態が不安定であるなどの理由で、通常に使用できる状態にない場合は、モバイルP A S M Oを使用することができない。

(サービス提供時間)

第8条 モバイルP A S M Oのサービス提供時間は、当社ウェブサイトに掲示する。

(ソフトウェアのバージョン交換等)

第9条 モバイルP A S M Oに関する品質の維持・向上のために、当社は、予告なくモバイルP A S M Oを使用するうえで必要な、当社が提供するソフトウェア等のバージョン交換及びモバイルP A S M Oアプリの更新を実施することがある。

2 電気通信事業者又は携帯情報端末のメーカー側は、モバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末のソフトウェア等のバージョン交換等を実施することがある。

(使用者の責任)

第10条 使用者は、モバイルP A S M Oに関する適用規約及びモバイルP A S M Oの所定の操作方法等を遵守するものとする。使用者がこれらに反した行為又は不正もしくは違法な行為により、当社が損害を受けた場合には当該使用者に対して損害賠償の請求をする場合がある。

(デポジット)

第11条 モバイルP A S M Oについては、デポジットは収受しない。

第2章 発行

(モバイルPASMOの発行及び発行替え)

- 第12条** 使用者は、携帯情報端末において所定のアプリケーション操作を行うことにより、携帯情報端末においてモバイルPASMOを発行することができる。ただし、発行可能なモバイルPASMOは無記名PASMO及び記名PASMO(ただし、大人用PASMOに限る。また、大人用PASMOは第5条に定める会員登録を行っている場合に限る。以下、同じ)とする。
- 前項のほか使用者は当社が交付したPASMOカード内の情報を携帯情報端末に内蔵されたICチップに移動させることにより、モバイルPASMOへ移し替える(以下、「発行替え」という。)ことができる。ただし、発行替えは会員登録時の初回に限ることとし、発行替えの対象となるPASMOカードは制限がある。
 - 前項により発行替えを行ったPASMOカードについて、発行替え前にPASMO規則第11条第1項により収受したデポジットは、PASMO規則第20条第6項に従って取り扱う。
 - 第2項により発行替えを行った場合、発行替えにより発行されたモバイルPASMOのバリューの使用及び当該モバイルPASMOへのチャージ等については、所定の操作を行うことにより翌サービス提供時間以降に使用可能となる。
 - モバイルPASMOの情報をPASMOカードへ移し替えることはできない。

第2章 発行

(モバイルPASMOの発行及び発行替え)

- 第14条** 使用者は、携帯情報端末において所定のアプリケーション操作を行うことにより、携帯情報端末においてモバイルPASMOを発行することができる。ただし、発行可能なモバイルPASMOは無記名PASMO及び記名PASMO(ただし、大人用PASMOに限る。また、大人用PASMOは第5条に定める会員登録を行っている場合に限る。以下、同じ)とする。
- 前項のほか使用者は当社が交付したPASMOカード内の情報を携帯情報端末に内蔵されたICチップに移動させることにより、モバイルPASMOへ移し替える(以下、「発行替え」という。)ことができる。ただし、発行替えは会員登録時の初回に限ることとし、発行替えの対象となるPASMOカードは制限がある。
 - 前項により発行替えを行ったPASMOカードについて、発行替え前にPASMO規則第11条第1項により収受したデポジットは、PASMO規則第20条第6項に従って取り扱う。
 - 第2項により発行替えを行った場合、発行替えにより発行されたモバイルPASMOのバリューの使用及び当該モバイルPASMOへのチャージ等については、所定の操作を行うことにより翌サービス提供時間以降に使用可能となる。
 - モバイルPASMOの情報をPASMOカードへ移し替えることはできない。

(Apple PayのPASMOの発行及び発行替え)

- 第15条** 使用者は、特定携帯情報端末において所定のアプリケーション操作を行うことにより、特定携帯情報端末においてApple PayのPASMOを発行することができる。ただし、発行可能なApple PayのPASMOは無記名PASMO及び記名PASMO(ただし、大人用PASMOに限る。また、大人用PASMOは第5条に定める会員登録を行っている場合に限る。以下、同じ)とする。
- 前項のほか使用者は当社が交付したPASMOカード内の情報を特定携帯情報端末に内蔵されたICチップに移動させることにより、Apple PayのPASMOへ移し替える(以下第14条第2項と合わせて「発行替え」という。)ことができる。ただし、発行替えの対象となるPASMOカードは制限がある。
 - 使用者は、ひとつの特定携帯情報端末において、複数のApple PayのPASMOの発行及び発行替えを行うことができる。ただし、発行及び発行替えを行うことができるApple PayのPASMOの数には使用者の特定携帯情報端末の使用状態に応じた上限がある。
 - ひとつの特定携帯情報端末に複数のApple PayのPASMOの発行及び発行替えを行った場合、使用者は複数のApple PayのPASMOのうちひとつを選択して使用しなければならない。
 - 複数のApple PayのPASMOの発行及び発行替えを行った場合、バリューをひとつのApple PayのPASMOにまとめることはできない。また、複数のApple PayのPASMOの間でバリューその他いかなる情報も移行させることはできない。
 - 特定携帯情報端末において、発行又は発行替えを行ったApple PayのPASMOが記名PASMOとして存在する場合、第1項の規定にかかわらず、同端末にて新たに無記名PASMOの発行及び発行替えを行うことはできない。また、新たな記名PASMOの発行及び発行替えは、同端末上にすでに存在する記名PASMOと同一の記名人のものに限って行うことができる。
 - 特定携帯情報端末において、発行又は発行替えを行ったApple PayのPASMOのすべてが無記名PASMOとして存在する場合、第1項の規定にかかわらず、同端末において新たに記名PASMOを発行することはできない。
 - 特定携帯情報端末のApple PayのPASMOが無記名PASMOである場合、第5条に定める会員登録を行うことでこれを記名PASMOとすることができる。なお、特定携帯情報端末において無記名PASMOが複数存在する場合、第5条に定める会員登録を行うと会員情報を元に使用者が選択したひとつのApple PayのPASMOのみ記名化され、他のApple PayのPASMOは所定の操作を行うことにより記名PASMOとして取り扱われる。この場合、当該他のApple PayのPASMOについて所定の操作を行う前は当該他のApple PayのPASMOについてチャージ等の機能が利用できない。
 - 使用者は、特定携帯情報端末のうち腕時計によりApple PayのPASMOを使用するときは、当該腕時計と同一の、Apple社が提供する特定携帯情報端末を管理するシステムの口座で管理された他の特定携帯情報端末において所定の操作を行うことにより、第1項に定める発行ができるものとする。
 - 特定携帯情報端末のうち腕時計におけるApple PayのPASMOは、他の特定携帯情報端末の使用者と同一の使用者のみが使用できる。なお、当該腕時計において、Apple PayのPASMOを使用する場合は、当該腕時計が、他の特定携帯情報端末により管理されている状態におくことが必要となる。

(チャージ)

第13条 P A S M O規則第15条に定める方法のほか、使用者は所定の手続きにより、当社が定めるアプリケーションに登録したクレジットカードによりチャージすることができる。

2 クレジットカードによるチャージは取り消すことができない。

(バリュー残額の確認)

第14条 モバイルP A S M Oのバリュー残額及び残額履歴は、P A S M O規則第16条第1項及び第2項に定める方法のほか、モバイルP A S M Oが発行された携帯情報端末の所定の操作を行うことにより確認することができる。

2 モバイルP A S M Oアプリの所定の操作を行うことにより、最近のバリュー残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。

3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合の確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていないバリュー残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのバリュー残額履歴
- (3) モバイルP A S M Oを使用した当日のバリュー残額履歴

第3章 再発行

(紛失、故障、機種変更に伴う再発行)

第15条 会員登録がされているモバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末を紛失又は故障した場合、その他携帯情報端末の操作ができない場合、サポートセンター又は会員メニューにて必要な登録処理（以下、「再発行登録」という。）を行うことにより、携帯情報端末へのモバイルP A S M Oの再発行を請求することができる。

2 当社は、次の各号の条件を満たす場合に限り、前項のモバイルP A S M Oの再発行登録及び使用停止措置を行う。

- (1) 再発行登録の受付時に、再発行登録を請求する使用者が会員本人であることを確認できること。
- (2) 会員規約の定めによる会員登録情報が、システムに正しく登録されていること。

3 前各項による再発行登録が完了した後は、これを取り消すことはできない。

4 第2項のモバイルP A S M Oの使用停止措置が完了している場合、使用者はモバイルP A S M Oアプリの所定の操作を行うことにより再発行することができる。

5 前項により再発行した場合、再発行により発行されたモバイルP A S M Oのバリューの使用及び当該モバイルP A S M Oへのチャージ等については、所定の操作を行うことにより翌サービス提供時間以降に使用可能となる。

6 モバイルP A S M Oを使用する携帯情報端末の機種変更を行う場合、所定の操作により新たな携帯情報端末に情報を移動させ、新たなモバイルP A S M Oを発行することができる。

7 前項による発行は、新たな携帯情報端末において初回の発行となる場合等制限がある。

8 本条の取扱いに係る手数料は収受しない。

1.1 第9項により当該腕時計に発行したApple PayのPASMOについて、当該腕時計を管理している他の特定携帯情報端末に移し替えることができる。

1.2 第2項により発行替えを行ったPASMOカードは無効となる。使用者はPASMO規則第10条第1項にかかわらず無効化されたのち直ちに使用者の責任において切断する等の方法によりPASMOカードを処分することとする。なお、使用者が処分すると同時に当社はPASMOカードの所有権を放棄する。

1.3 前項により無効となったPASMOカードについては、当該PASMOカードのカード番号も失効し当該カード番号により管理又は利用される各サービスについて特定携帯情報端末へ発行替えを行ったApple PayのPASMOへ引き継がれない。ただし、別に継続利用等に関する手続きの定めがある場合において、この手続きを行ったときはこの限りではない。

1.4 第2項により発行替えを行ったPASMOカードにおいて、PASMO規則第11条第1項により收受したデポジットは、これと同額のバリューを使用者のApple PayのPASMOにチャージすることをもって、当社から使用者に返却されたものとする。

1.5 Apple PayのPASMOの情報をPASMOカードへ移し替えることはできない。

(チャージ)

第16条 P A S M O規則第15条に定める方法のほか、使用者は所定の手続きにより、当社が定めるアプリケーションに登録したクレジットカードによりチャージすることができる。

2 クレジットカードによるチャージは取り消すことができない。

(バリュー残額の確認)

第17条 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOのバリュー残額及び残額履歴は、P A S M O規則第16条第1項及び第2項に定める方法のほか、モバイルP A S M Oが発行された携帯情報端末又はApple PayのPASMOが発行された特定携帯情報端末の所定の操作を行うことにより確認することができる。

2 モバイルPASMOアプリ又はPASMOアプリケーションの所定の操作を行うことにより、最近のバリュー残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。

3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合の確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていないバリュー残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのバリュー残額履歴
- (3) モバイルPASMO又はApple PayのPASMOを使用した当日のバリュー残額履歴

第3章 再発行

(紛失、故障、機種変更に伴う再発行)

第18条 会員登録がされているモバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末又は会員登録がされているApple PayのPASMOを発行した特定携帯情報端末を紛失又は故障した場合、その他携帯情報端末又は特定携帯情報端末の操作ができない場合、サポートセンター又は会員メニューにて必要な登録処理（以下、「再発行登録」という。）を行うことにより、携帯情報端末へのモバイルP A S M Oの再発行又は特定携帯情報端末へのApple PayのPASMOの再発行を請求することができる。

2 Apple PayのPASMOを発行した特定携帯情報端末においては、前項によらず会員登録なしにApple社のウェブサイト等において所定の操作を行うことにより、特定携帯情報端末へのApple PayのPASMOの再発行を請求することができる。

3 当社は、次の各号の条件を満たす場合に限り、第1項のモバイルPASMO又はApple PayのPASMOの再発行登録及び使用停止措置を行う。

- (1) 再発行登録の受付時に、再発行登録を請求する使用者が会員本人であることを確認できること。
- (2) 会員規約の定めによる会員登録情報が、システムに正しく登録されていること。

4 前各項による再発行登録が完了した後は、これを取り消すことはできない。

5 第3項のモバイルPASMO又はApple PayのPASMOの使用停止措置が完了している場合、使用者はモバイルP A S M Oアプリ又はPASMOアプリケーション等の所定の操作を行うことにより再発行することができる。

6 前項により再発行した場合、再発行により発行されたモバイルP A S M O又はApple PayのPASMOのバリューの使用及び当該モバイルP A S M O又は当該Apple PayのPASMOへのチャージ等については、所定の操作を行うことにより翌サービス提供時間以降に使用可能となる。

- 7 モバイルPASMOを使用する携帯情報端末又はApple PayのPASMOを使用する特定携帯情報端末の機種変更を行う場合、所定の操作により新たな携帯情報端末又は特定携帯情報端末に情報を移動させ、新たなモバイルPASMO又はApple PayのPASMOを発行することができる。
- 8 前項において、Apple PayのPASMOを携帯情報端末へ発行することはできない。また、前項による発行は、新たな携帯情報端末又は特定携帯情報端末において初回の発行となる場合等制限がある。
- 9 第7項によりモバイルPASMOを特定携帯情報端末へ発行する場合は、第5条に定める会員登録を行わなければならない。
- 10 本条の取扱いに係る手数料は収受しない。

(免責事項)

第19条 第14条に定めるモバイルPASMOの発行及び発行替え、第15条に定めるApple PayのPASMOの発行及び発行替え、並びに前条に定める紛失、故障、機種変更に伴う再発行により、PASMO ID番号が変更されたことによる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 モバイルPASMOを発行した携帯情報端末又はApple PayのPASMOを発行した特定携帯情報端末を紛失した使用者が、再発行の取り扱いを行わなかった期間及び再発行登録申請日におけるバリューの使用、チャージ、払いもどし等で生じた使用者の損害について、当社は一切その責めを負わない。
- 3 当社は、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの取扱いについて、取扱時にモバイルPASMOを発行した携帯情報端末又はApple PayのPASMOを発行した特定携帯情報端末を所持していた者以外に対する責めを負わない。なお、モバイルPASMO又はApple PayのPASMOが記名PASMOの場合、当該記名PASMOを当該記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者によるバリューの使用、チャージ等について、当該記名人に対する責めを負わない。
- 4 当社がこの特約において定める場合、又は特に定める場合を除き、使用者がモバイルPASMOもしくはApple PayのPASMOにより便益を取得したことによって、又はモバイルPASMOもしくはApple PayのPASMOにより取得した便益を喪失もしくは享受しなくなったことによって、使用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切その責めを負わない。
- 5 第9条に定めるモバイルPASMO又はApple PayのPASMOの使用環境等、第11条に定めるソフトウェアのバージョン交換等、また携帯情報端末又は特定携帯情報端末のハードウェア及びソフトウェアの仕様、機能等に伴う制限により、モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの全部もしくは一部のサービスが使用できない場合に生じた損害、その他いかなる不利益について、当社は一切の責任を負わない。
- 6 この特約等当社が定める範囲外での利用については、当社は一切の責任を負わないものとする。

第4章 払いもどし

(バリュー残額の払いもどし)

第20条 使用者はモバイルPASMO又はApple PayのPASMOが不要となった場合で、当社が特に認めた場合は、モバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニュー、サポートセンターのいずれかにて所定の手続きを行うことによりバリュー残額の払いもどしを請求することができる。なお、使用者がモバイルPASMO又はApple PayのPASMOのバリュー残額の払いもどしの請求を行う場合は、第5条に定める会員登録を行う必要があり、会員本人であることが確認できたことをもって会員が指定する日本国内の銀行口座等に送金することにより返金する。

- 2 前項の場合において、銀行口座等の会員情報が正しく登録されていないときは、前項による返金ができない場合がある。
- 3 当社が提供する以外のサービスをモバイルPASMO又はApple PayのPASMOにおいて利用している場合、使用者が当該サービスの解約等の手続きを行わず、当社が前各項の取扱いを行ったことにより生じた損害その他いかなる不利益について、当社は一切の責任を負わない。
- 4 当社は第1項により、バリュー残額の払いもどしの取扱いを行う場合、返金手数料として210円を収受する。なお、バリュー残額が返金手数料額に満たない場合は、バリュー残額全額を返金手数料として収受する。
- 5 PASMO取扱事業者が当該モバイルPASMO又は当該Apple PayのPASMOに発売する乗車券等と同時に第1項による払いもどしを行う場合、前項に定める返金手数料は収受しない。
- 6 会員が第1項によりバリュー残額の払いもどしを請求した場合、登録した会員でなくなるものとする。なお、特定携帯情報端末において複数のApple PayのPASMOを使用している場合は、すべてのApple PayのPASMOのバリュー残額について払いもどしを行った場合は、同時に第1項の定めにより登録した会員でなくなるものとする。

(免責事項)

第16条 第12条に定めるモバイルPASMOの発行及び発行替え、第15条に定める紛失、故障、機種変更に伴う再発行により、PASMO ID番号が変更されたことによる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 モバイルPASMOを発行した携帯情報端末を紛失した使用者が、再発行の取り扱いを行わなかった期間及び再発行登録申請日におけるバリューの使用、チャージ、払いもどし等で生じた使用者の損害について、当社は一切その責めを負わない。
- 3 当社は、モバイルPASMOの取扱いについて、取扱時にモバイルPASMOを発行した携帯情報端末を所持していた者以外に対する責めを負わない。なお、モバイルPASMOが記名PASMOの場合、当該記名PASMOを当該記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者によるバリューの使用、チャージ等について、当該記名人に対する責めを負わない。
- 4 当社がこの特約において定める場合、又は特に定める場合を除き、使用者がモバイルPASMOにより便益を取得したことによって、又はモバイルPASMOにより取得した便益を喪失もしくは享受しなくなったことによって、使用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切その責めを負わない。
- 5 第7条に定めるモバイルPASMOの使用環境等、第9条に定めるソフトウェアのバージョン交換等、また携帯情報端末のハードウェア及びソフトウェアの仕様、機能等に伴う制限により、モバイルPASMOの全部もしくは一部のサービスが使用できない場合に生じた損害、その他いかなる不利益について、当社は一切の責任を負わない。
- 6 この特約等当社が定める範囲外での利用については、当社は一切の責任を負わないものとする。

第4章 払いもどし

(バリュー残額の払いもどし)

第17条 使用者はモバイルPASMOが不要となった場合で、当社が特に認めた場合は、モバイルPASMOアプリ、会員メニュー、サポートセンターのいずれかにて所定の手続きを行うことによりバリュー残額の払いもどしを請求することができる。なお、使用者がモバイルPASMOのバリュー残額の払いもどしの請求を行う場合は、第5条に定める会員登録を行う必要があり、会員本人であることが確認できたことをもって会員が指定する日本国内の銀行口座等に送金することにより返金する。

- 2 前項の場合において、銀行口座等の会員情報が正しく登録されていないときは、前項による返金ができない場合がある。
- 3 当社が提供する以外のサービスをモバイルPASMOにおいて利用している場合、使用者が当該サービスの解約等の手続きを行わず、当社が前各項の取扱いを行ったことにより生じた損害その他いかなる不利益について、当社は一切の責任を負わない。
- 4 当社は第1項により、バリュー残額の払いもどしの取扱いを行う場合、返金手数料として210円を収受する。なお、バリュー残額が返金手数料額に満たない場合は、バリュー残額全額を返金手数料として収受する。
- 5 PASMO取扱事業者が当該モバイルPASMOに発売する乗車券等と同時に第1項による払いもどしを行う場合、前項に定める返金手数料は収受しない。
- 6 会員が第1項によりバリュー残額の払いもどしを請求した場合、登録した会員でなくなるものとする。
- 7 バリュー残額の払いもどしの請求日を起算日として、5年間返金対応が完了しない場合には、バリュー残額は失効する。

7 バリュー残額の払いもどしの請求日を起算日として、5年間返金対応が完了しない場合には、バリュー残額は失効する。

(雑則)

第21条 モバイルP A S M O 及びApple PayのP A S M Oのサービスは日本国内においてのみ利用できるものとする。

(雑則)

第18条 モバイルP A S M Oのサービスは日本国内においてのみ利用できるものとする。

「モバイルPASMO会員規約」 新旧対照表

現行版	改定版
<p style="text-align: center;">モバイルPASMO会員規約</p> <p style="text-align: right;">制 定 2020年 3月 18日</p> <p>この規約（以下、「会員規約」という。）は、株式会社パスモ（以下、「当社」という。）が携帯情報端末に発行するPASMO（以下、「モバイルPASMO」という。）の機能をさらに活用するための会員制度とその使用条件等について定めることを目的とする。</p> <p>（適用範囲） 第1条 会員規約はモバイルPASMOの使用について、当社と第3条の登録を行った者（以下、「会員」という。）に適用されるものとする。 2 会員規約に定めのない事柄については、当社が別に定める「PASMO取扱規則」、「PASMO電子マネー取扱規則」、「オートチャージサービス取扱規則」及び「PASMO取扱規則に関する特約」、またPASMO取扱事業者が定める「旅客営業規則」等による。</p> <p>（会員規約の変更） 第2条 当社は、会員規約を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。 2 本会員規約変更後に会員がモバイルPASMOを利用した場合は、当該会員は変更内容に同意したものであるものとする。 3 この会員規約が改訂された場合、以後のモバイルPASMOにかかわる会員の取扱いについては、改定されたこの会員規約の定めるところによる。</p> <p>（会員登録） 第3条 モバイルPASMOの会員登録希望者（以下、「登録希望者」という。）は、会員規約に同意の上、当社所定の会員登録手続きを行うものとする。また、この会員登録手続きには、当社が指定する登録希望者本人名義の有効なクレジットカードを決済手段として登録することができる。 2 会員登録手続きは、登録希望者がモバイルPASMOを発行した携帯情報端末の所定の操作を行い、当該携帯情報端末に当該の処理が終了した時をもって完了する。当社は、会員が当社に届け出た事項（以下、「会員データ」という。）について登録を行う。ただし、当社は、登録希望者が次の各号に定める事由の何れかに該当することが判明したときは、当該登録希望者の登録を承認しない場合がある。 (1) 登録希望者が実在しない場合 (2) 登録希望者が日本国外に居住する場合 (3) 登録希望者の満年齢が12歳未満の場合 (4) 登録希望者がすでに会員になっている場合 (5) 登録希望者が過去に会員規約違反等により、会員資格が停止され、又は会員資格が抹消されている場合 (6) 会員登録手続の際に当社に届け出た事項に誤記又は記入漏れ若しくは虚偽があった場合 (7) 会員登録手続の際に、当社に届け出た事項で、当社のシステムが受け付けできない記号、文字等が含まれていた場合 (8) 登録希望者が過去にもモバイルPASMO会員であった場合で、モバイルPASMO会員への入退会をみだりに行っている場合 (9) 登録希望者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合 (10) 登録希望者が後見、保佐、補助開始の審判を受けており、成年後見人、保佐人、補助人の同意等を得ていない場合 (11) 登録希望者が第7条第3項に定める会員資格の停止、抹消の事由の何れかに該当する場合</p>	<p style="text-align: center;">モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約</p> <p style="text-align: right;">制 定 2020年 3月 18日 最終改定 2020年 10月 6日</p> <p>この規約（以下、「会員規約」という。）は、株式会社パスモ（以下、「当社」という。）がモバイルPASMO及びApple PayのPASMOの機能をさらに活用するための会員制度とその使用条件等について定めることを目的とする。</p> <p>（適用範囲） 第1条 会員規約はモバイルPASMO及びApple PayのPASMOの使用について、当社と第3条の登録を行った者（以下、「会員」という。）に適用されるものとする。 2 会員規約に定めのない事柄については、当社が別に定める「PASMO取扱規則」、「PASMO電子マネー取扱規則」、「オートチャージサービス取扱規則」及び「PASMO取扱規則に関する特約」、またPASMO取扱事業者が定める「旅客営業規則」等による。</p> <p>（会員規約の変更） 第2条 当社は、会員規約を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。 2 本会員規約変更後に会員がモバイルPASMO又はApple PayのPASMOを使用した場合は、当該会員は変更内容に同意したものであるものとする。 3 この会員規約が改定された場合、以後のモバイルPASMO及びApple PayのPASMOにかかわる会員の取扱いについては、改定されたこの会員規約の定めるところによる。</p> <p>（会員登録） 第3条 モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの会員登録希望者（以下、「登録希望者」という。）は、会員規約に同意の上、当社所定の会員登録手続きを行うものとする。また、この会員登録手続きには、当社が指定する登録希望者本人名義の有効なクレジットカードを決済手段として登録することができる。 2 会員登録手続きは、登録希望者がモバイルPASMOを発行した携帯情報端末又はApple PayのPASMOを発行した特定携帯情報端末の所定の操作を行い、当該携帯情報端末又は特定携帯情報端末に当該の処理が終了した時をもって完了する。当社は、会員が当社に届け出た事項（以下、「会員データ」という。）について登録を行う。ただし、当社は、登録希望者が次の各号に定める事由の何れかに該当することが判明したときは、当該登録希望者の登録を承認しない場合がある。 (1) 登録希望者が実在しない場合 (2) 登録希望者が日本国外に居住する場合 (3) 登録希望者の満年齢が12歳未満の場合 (4) 登録希望者がすでに会員になっている場合 (5) 登録希望者が過去に会員規約違反等により、会員資格が停止され、又は会員資格が抹消されている場合 (6) 会員登録手続の際に当社に届け出た事項に誤記又は記入漏れ若しくは虚偽があった場合 (7) 会員登録手続の際に、当社に届け出た事項で、当社のシステムが受け付けできない記号、文字等が含まれていた場合 (8) 登録希望者が過去にも会員であった場合で、会員への入退会をみだりに行っている場合 (9) 登録希望者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合 (10) 登録希望者が後見、保佐、補助開始の審判を受けており、成年後見人、保佐人、補助人の同意等を得ていない場合 (11) 登録希望者が第7条第3項に定める会員資格の停止、抹消の事由の何れかに該当する場合</p>

(12) その他、過去のPASMOMOの利用状況が適切でない等、登録希望者を会員とすることを不適当と当社が判断した場合

3 当社は、前項各号に記載する事項についての確認を行う場合がある。

4 当社は、第2項により登録希望者の登録を承認しなかった場合、登録希望者にその理由を回答しない。

(会員への通知方法)

第4条 当社から会員に対する通知は、当社ウェブサイト等での掲示又は電子メールその他当社が適当と認める方法により行うものとする。

2 前項の通知が当社ウェブサイト上の掲示により行われる場合、当該通知が当社ウェブサイト上に掲載され、会員がサイトにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能になった時をもって会員への通知を完了したものとする。

3 第1項の通知が電子メールで行われる場合、当社は、会員に対して通知を発信したことをもって会員への通知が完了したものとする。

(会員データの変更)

第5条 会員は、改氏名等により会員データに変更が生じた場合、速やかに変更手続きを行うものとする。

2 会員が前項の修正を怠ったことにより生じた損害その他いかなる不利益について、当社は、一切の責任を負わない。

(パスワードの管理)

第6条 会員は、モバイルPASMOMOアプリに登録したパスワードを、責任をもって管理するものとする。

2 会員は、パスワードを第三者に使用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等いかなる処分もしてはならないものとする。

3 パスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は会員自身が負うものとし、当社は一切責任を負わない。

4 会員は、パスワードを忘れたことによりモバイルPASMOMOを利用できなくなった場合は、パスワードの再登録手続きをするものとする。

5 会員は、パスワードを盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当該連絡先からの指示がある場合には、これに従うものとする。

(退会及び利用の制限)

第7条 会員は、退会を希望する場合には、当社所定の手続きに従い退会するものとし、当社の退会手続きの完了をもって退会したものとする。この場合において、会員はモバイルPASMOMOに関する一切の権利を放棄したものとする。

2 会員が死亡した場合は、その時点で退会したものとする。なお、その場合、退会に伴う手続きを当社が行う。

3 前各項に定めるもののほか、次の各号に定める場合、当社は事前に会員に通知又は催告することなく会員登録を停止・抹消し、退会させることがある。

(1) 会員規約及び当社が別に定める規定に違反した場合

(2) 第3条第2項各号に定める事由の何れかに該当することが判明した場合

(3) 電話番号・E-Mailアドレス等の変更により、連絡が取れなくなった場合

(4) その他、会員として不適切であると当社が認めた場合

4 当社は、会員のモバイルPASMOMOの利用状況等から、第3項各号に該当するおそれのある合理的な理由がある場合、その他当社が必要と認めた場合には、事前に会員に通知又は催告することなく、当該モバイルPASMOMOの利用の全部、又は一部を制限することができる。

5 前2項の措置に伴い、会員に生じた損害その他いかなる不利益についても、当社はこれに関わる一切の責任を負わない。

(個人情報等の収集、保有、利用等)

(12) その他、過去のPASMOMOの利用状況が適切でない等、登録希望者を会員とすることを不適当と当社が判断した場合

3 当社は、前項各号に記載する事項についての確認を行う場合がある。

4 当社は、第2項により登録希望者の登録を承認しなかった場合、登録希望者にその理由を回答しない。

(会員への通知方法)

第4条 当社から会員に対する通知は、当社ウェブサイト等での掲示又は電子メールその他当社が適当と認める方法により行うものとする。

2 前項の通知が当社ウェブサイト上の掲示により行われる場合、当該通知が当社ウェブサイト上に掲載され、会員がサイトにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能になった時をもって会員への通知を完了したものとする。

3 第1項の通知が電子メールで行われる場合、当社は、会員に対して通知を発信したことをもって会員への通知が完了したものとする。

(会員データの変更)

第5条 会員は、改氏名等により会員データに変更が生じた場合、速やかに変更手続きを行うものとする。

2 会員が前項の修正を怠ったことにより生じた損害その他いかなる不利益について、当社は、一切の責任を負わない。

(パスワードの管理)

第6条 会員は、モバイルPASMOMOアプリ又はPASMOMOアプリケーションに登録したパスワードを、責任をもって管理するものとする。

2 会員は、パスワードを第三者に使用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等いかなる処分もしてはならないものとする。

3 パスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は会員自身が負うものとし、当社は一切責任を負わない。

4 会員は、パスワードを忘れたことによりモバイルPASMOMO又はApple PayのPASMOMOを使用できなくなった場合は、パスワードの再登録手続きをするものとする。

5 会員は、パスワードを盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当該連絡先からの指示がある場合には、これに従うものとする。

(退会及び使用の制限)

第7条 会員は、退会を希望する場合には、当社所定の手続きに従い退会するものとし、当社の退会手続きの完了をもって退会したものとする。この場合において、会員はモバイルPASMOMO又はApple PayのPASMOMOに関する一切の権利を放棄したものとする。

2 会員が死亡した場合は、その時点で退会したものとする。なお、その場合、退会に伴う手続きを当社が行う。

3 前各項に定めるもののほか、次の各号に定める場合、当社は事前に会員に通知又は催告することなく会員登録を停止・抹消し、退会させることがある。

(1) 会員規約及び当社が別に定める規定に違反した場合

(2) 第3条第2項各号に定める事由の何れかに該当することが判明した場合

(3) 電話番号・E-Mailアドレス等の変更により、連絡が取れなくなった場合

(4) その他、会員として不適切であると当社が認めた場合

4 当社は、会員のモバイルPASMOMO又はApple PayのPASMOMOの使用状況等から、前項各号に該当するおそれのある合理的な理由がある場合、その他当社が必要と認めた場合には、事前に会員に通知又は催告することなく、当該モバイルPASMOMO又はApple PayのPASMOMOの使用の全部、又は一部を制限することができる。

5 前2項の措置に伴い、会員に生じた損害その他いかなる不利益についても、当社はこれに関わる一切の責任を負わない。

(個人情報等の収集、保有、利用等)

第8条 会員及び登録希望者（以下、併せて「会員等」という。）は、当社が会員等から取得する次の各号に掲げる情報のほか会員等の個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、次の各号に掲げる情報と併せて「個人情報等」という。以下同じ。）について、「P A S M O取扱規則」第6条の定める取扱いのほか、以下のアからコに掲げる利用目的のため、必要な保護措置を講じたうえで利用することに同意する。

- (1) 氏名、性別、生年月日、電話番号、E-Mailアドレス、銀行口座等、クレジットカード情報、その他会員等が届けられた事項
- (2) モバイルP A S M Oに関する会員と当社との契約に関する事項
- (3) 会員のモバイルP A S M Oに記録された利用内容
- (4) 携帯情報端末に内蔵されているICチップに記録された固有のID番号
- (5) モバイルP A S M Oの提供に必要な携帯情報端末にかかるデバイス情報（IPアドレス等）
(利用目的)
 - ア. 会員等の会員データ登録内容の確認
 - イ. 記名P A S M Oを使用する記名人としての登録
 - ウ. モバイルP A S M Oを提供するために必要な連絡
 - エ. 新サービス、特典等及びこれらに関する情報の提供
 - オ. 会員情報並びに利用動向を把握・分析して得られた情報の利用又は提供
 - カ. 払いもどし時の振込先の確認（(1)の銀行口座等については、本目的についてのみ利用する。）
 - キ. モバイルP A S M Oの利用に係る代金等の決済、及びクレジットカードの有効性、適正利用の確認、並びに、これらに関してクレジットカード発行会社等との間で必要となる諸連絡、
 - ク. ②に定める提供（(1)のクレジットカード情報については、本目的についてのみ利用する。）
 - ク. 当社、P A S M O取扱事業者及びそのグループ会社の行う事業における経営分析、市場調査、研究開発、調査研究、商品開発、広告宣伝、マーケティング、及び各事業に係るサービス向上の検討その他の目的
 - ケ. 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）やその他の関係法令等を遵守したうえでの、外部への提供
 - コ. 次に掲げる第三者提供
 - ① 会員が利用するモバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末に障害・不具合・事故が発生した場合に、当社から会員と通信サービスを契約している電気通信事業者又は携帯情報端末のメーカーに対し、当該障害・不具合・事故の調査・対応や会員に対する連絡のため行う第1項各号の個人情報等の提供
 - ② 当社から不正取引の防止・検知サービスを提供する会社（以下、「サービス提供会社」という。）に対し、不正取引の防止及び検知、並びにサービス提供会社においてその他インターネット上の各種取引の健全性向上に寄与する新サービスの検討等のため行う第1項各号の個人情報等の提供。なお、提供された情報のうちサービス提供会社の定める情報については、不正取引の防止・検知サービスの精度向上のため、サービス提供会社がその加盟店へ提供することがある。
- 2 会員は、第1項の利用目的のため、退会手続きの完了後であっても、第1項の個人情報等を当社が保有することがあることに同意する。

（個人情報の共同利用）

第9条 当社は、取得した個人情報について、P A S M O取扱事業者及びグループ会社との間で、次の各号に掲げるものを目的として個人情報のうち氏名、性別、生年月日、電話番号、利用履歴、その他届

第8条 会員及び登録希望者（以下、併せて「会員等」という。）は、当社が会員等から取得する次の各号に掲げる情報のほか会員等の個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、次の各号に掲げる情報と併せて「個人情報等」という。以下同じ。）について、「P A S M O取扱規則」第6条の定める取扱いのほか、以下のアからコに掲げる利用目的のため、必要な保護措置を講じたうえで利用することに同意する。

- (1) 氏名、性別、生年月日、電話番号、E-Mailアドレス、銀行口座等、クレジットカード情報、その他会員等が届けられた事項
- (2) モバイルP A S M O又はApple PayのP A S M Oに関する会員と当社との契約に関する事項
- (3) 会員のモバイルP A S M O又はApple PayのP A S M Oに記録された利用内容
- (4) 携帯情報端末又は特定携帯情報端末に内蔵されているICチップに記録された固有のID番号
- (5) モバイルP A S M O又はApple PayのP A S M Oの提供に必要な携帯情報端末又は特定携帯情報端末にかかるデバイス情報（IPアドレス等）
- (6) Apple PayのP A S M Oの利用に係る代金等の決済に必要な情報
(利用目的)
 - ア. 会員等の会員データ登録内容の確認
 - イ. 記名P A S M Oを使用する記名人としての登録
 - ウ. モバイルP A S M O又はApple PayのP A S M Oにかかわるサービスの実施及び改善
 - エ. 新サービス、特典等及びこれらに関する情報の提供
 - オ. 会員情報並びに利用動向を把握・分析して得られた情報の利用又は提供
 - カ. 払いもどし時の振込先の確認（(1)の銀行口座等については、本目的についてのみ利用する。）
 - キ. モバイルP A S M O又はApple PayのP A S M Oの使用に係る代金等の決済、及びクレジットカードの有効性、適正利用の確認、並びに、これらに関してクレジットカード発行会社等との間で必要となる諸連絡、
 - ク. ②に定める提供（(1)のクレジットカード情報については、本目的についてのみ利用する。）
 - ク. 当社、P A S M O取扱事業者及びそのグループ会社の行う事業における経営分析、市場調査、研究開発、調査研究、商品開発、広告宣伝、マーケティング、及び各事業に係るサービス向上の検討その他の目的
 - ケ. 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）やその他の関係法令等を遵守したうえでの、外部への提供
 - コ. 次に掲げる第三者提供
 - ① 会員が使用するモバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末又はApple PayのP A S M Oを発行した特定携帯情報端末に障害・不具合・事故が発生した場合に、当社から会員と通信サービスを契約している電気通信事業者又は携帯情報端末又は特定携帯情報端末のメーカーに対し、当該障害・不具合・事故の調査・対応や会員に対する連絡のため行う第1項各号の個人情報等の提供
 - ② 当社から不正取引の防止・検知サービスを提供する会社（以下、「サービス提供会社」という。）に対し、不正取引の防止及び検知、並びにサービス提供会社においてその他インターネット上の各種取引の健全性向上に寄与する新サービスの検討等のため行う第1項各号の個人情報等の提供。なお、提供された情報のうちサービス提供会社の定める情報については、不正取引の防止・検知サービスの精度向上のため、サービス提供会社がその加盟店へ提供することがある。
 - ③ Apple社に対して、Apple PayのP A S M Oを発行した特定携帯情報端末での不正取引の防止及び検知、並びに当該端末の使用者に対する連絡のため行う第1項各号の個人情報等の提供（Apple PayのP A S M Oにかかる個人情報等に限る。）
- 2 会員は、第1項の利用目的のため、退会手続きの完了後であっても、第1項の個人情報等を当社が保有することがあることに同意する。

（個人情報の共同利用）

第9条 当社は、取得した個人情報について、P A S M O取扱事業者及びグループ会社との間で、次の各号に掲げるものを目的として個人情報のうち氏名、性別、生年月日、電話番号、利用履歴、その他届

届出情報の共同利用を行う。

- (1) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業における経営分析
- (2) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業における市場調査、研究開発その他の調査研究
- (3) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業における商品開発
- (4) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業における広告宣伝、マーケティング
- (5) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業におけるサービス向上の検討
- (6) 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）やその他の関係法令等を遵守したうえで取得した個人情報の提供

2 前項における個人情報の管理について責任を有する者は、当社とする。

（個人情報の取扱いに関する不同意）

第10条 当社は、会員等が第8条及び第9条に定める本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合は、入会をお断りするものとする。

（入会申込の事実の利用）

第11条 当社が登録希望者の登録を承認しない場合であっても会員登録を希望した事実は、第8条「利用目的ア」のために、承認を行わない理由の如何を問わず一定期間利用されることがあるが、それ以外に利用されることはない。

（当社の免責）

第12条 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、モバイルP A S M Oに起因して発生した会員の損害について、一切の責任を負わないものとする。

出情報の共同利用を行う。

- (1) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業における経営分析
- (2) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業における市場調査、研究開発その他の調査研究
- (3) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業における商品開発
- (4) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業における広告宣伝、マーケティング
- (5) 当社、P A S M O取扱事業者及びグループ会社の行う事業におけるサービス向上の検討
- (6) 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）やその他の関係法令等を遵守したうえで取得した個人情報の提供

2 前項における個人情報の管理について責任を有する者は、当社とする。

（個人情報の取扱いに関する不同意）

第10条 当社は、会員等が第8条及び第9条に定める本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合は、入会をお断りするものとする。

（入会申込の事実の利用）

第11条 当社が登録希望者の登録を承認しない場合であっても会員登録を希望した事実は、第8条「利用目的ア」のために、承認を行わない理由の如何を問わず一定期間利用されることがあるが、それ以外に利用されることはない。

（当社の免責）

第12条 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、モバイルP A S M O又はApple PayのP A S M Oに起因して発生した会員の損害について、一切の責任を負わないものとする。

「オートチャージサービス取扱規則」新旧対照表

現行版	改定版
<p align="center">オートチャージサービス取扱規則</p>	<p align="center">オートチャージサービス取扱規則</p>
<p align="right">制 定 2007年 2月 1日 最終改定 2020年 3月18日</p>	<p align="right">制 定 2007年 2月 1日 最終改定 2020年 10月 6日</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が定めたPASM O取扱規則、PASM O取扱規則に関する特約及びモバイルPASM O会員規約に関連して定める規則であり、当社と会員契約を行った、PASM O取扱規則に定める記名PASM Oの使用者が、PASM O鉄道事業者の自動改札機又は簡易改札機（以下あわせて「改札機」という。）による改札を受けて入場する際、および入場処理がされているものの出場処理されていないPASM Oにより改札を受けて出場する際に、PASM O内のバリュー残額が一定金額以下であるときに、オートチャージ設定情報が記録されたPASM Oに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージし（以下このチャージを「オートチャージ」という。）、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス（以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」という。）その他オートチャージサービスに付帯するサービス（以下、オートチャージサービスと合わせて「オートチャージサービス等」という。）の内容と使用条件を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が定めた「<u>PASM O取扱規則</u>」、「<u>PASM O取扱規則に関する特約</u>」及び「<u>モバイルPASM O及びApple PayのPASM O会員規約</u>」に関連して定める規則であり、当社と第4条1項に定める会員契約を行った「<u>PASM O取扱規則</u>」に定める記名PASM Oの使用者に対し、<u>PASM O取扱事業者のうち鉄道事業者</u>（以下、「<u>PASM O鉄道事業者</u>」という。）の自動改札機又は簡易改札機（以下あわせて「改札機」という。）による改札を受けて入場する際、<u>又は入場処理がされているものの出場処理されていないPASM Oにより改札を受けて出場する際に、PASM O内のバリュー残額が一定金額以下であり、かつオートチャージ設定情報が記録されたPASM Oに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージし（以下このチャージを「オートチャージ」という。）、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス（以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」という。）及びその他オートチャージサービスに付帯するサービス（以下、オートチャージサービスと合わせて「オートチャージサービス等」という。）を提供する際の内容と使用条件を定めることを目的とする。</u></p>
<p>(適用範囲)</p>	<p>(適用範囲)</p>
<p>第2条 PASM Oにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービス等にかかわる取扱いは、この規則の定めるところによる。この規則に定めのないPASM Oの取扱いについては、PASM O取扱規則、PASM O取扱規則に関する特約及びモバイルPASM O会員規約の定めるところによる。</p> <p>2 決済カードの取扱いについては、決済カードの規約の定めるところによる。</p> <p>3 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。</p> <p>4 前項の変更後、会員がオートチャージ等の使用を行ったときは、当社は会員が当該変更内容を承認したものとみなす。</p> <p>5 この規則が改定された場合、以後のオートチャージサービス等についての取扱いは、改定された規則の定めるところによる。</p>	<p>第2条 PASM Oにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービス等にかかわる取扱いは、この規則の定めるところによる。この規則に定めのないPASM Oの取扱いについては、「<u>PASM O取扱規則</u>」、「<u>PASM O取扱規則に関する特約</u>」及び「<u>モバイルPASM O及びApple PayのPASM O会員規約</u>」の定めるところによる。</p> <p>2 決済カードの取扱いについては、決済カードの規約の定めるところによる。</p> <p>3 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。</p> <p>4 前項の変更後、会員がオートチャージ等の使用を行ったときは、当社は会員が当該変更内容を承認したものとみなす。</p> <p>5 この規則が改定された場合、以後のオートチャージサービス等についての取扱いは、改定された規則の定めるところによる。</p>
<p>(用語の意義)</p>	<p>(用語の意義)</p>
<p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)「会員」とは、当社とオートチャージサービスの提供にかかわる契約を結んだ、記名PASM Oの使用者をいう。</p> <p>(2)「決済」とは、会員が決済カードにより利用代金を支払うことをいう。</p> <p>(3)「決済カード」とは、オートチャージサービス等にかかわる利用代金が生じることにより、当社への決済手段として使用するために登録したクレジットカードをいう。</p> <p>(4)「オートチャージ設定情報」とは、オートチャージサービスを提供するために、記名PASM Oに記録された情報をいう。</p> <p>(5)「オートチャージPASM O」とは、オートチャージ設定情報が記録された記名PASM Oをいう。</p> <p>(6)「新規設定PASM O」とは、記名PASM OであるPASM Oカード発売時にオートチャージ設定情報を記録することにより、オートチャージPASM Oにした新規PASM Oをいう。</p> <p>(7)「設定情報追加」とは、発売済の記名PASM Oにオートチャージ設定情報を記録することにより、当該PASM OをオートチャージPASM Oにすることをいう。</p> <p>(8)「実行判定金額」とは、改札機においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいう。</p> <p>(9)「実行金額」とは、改札機においてオートチャージする金額をいう。</p> <p>(10)「クイックチャージ」とは、会員が、決済カードで決済する条件で、PASM O取扱事業者が定める</p>	<p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)「会員」とは、当社とオートチャージサービスの提供にかかわる契約を結んだ、記名PASM Oの使用者をいう。</p> <p>(2)「決済」とは、会員が決済カードにより利用代金を支払うことをいう。</p> <p>(3)「決済カード」とは、オートチャージサービス等にかかわる利用代金が生じることにより、当社への決済手段として使用するために登録したクレジットカードをいう。</p> <p>(4)「オートチャージ設定情報」とは、オートチャージサービスを提供するために、記名PASM Oに記録された情報をいう。</p> <p>(5)「オートチャージPASM O」とは、オートチャージ設定情報が記録された記名PASM Oをいう。</p> <p>(6)「新規設定PASM O」とは、記名PASM OであるPASM Oカード交付時にオートチャージ設定情報を記録することにより、オートチャージPASM Oにした新規PASM Oカードをいう。</p> <p>(7)「設定情報追加」とは、交付又は発行済の記名PASM Oにオートチャージ設定情報を記録することにより、当該PASM OをオートチャージPASM Oにすることをいう。</p> <p>(8)「実行判定金額」とは、改札機においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいう。</p> <p>(9)「実行金額」とは、改札機においてオートチャージする金額をいう。</p> <p>(10)「クイックチャージ」とは、会員が、決済カードで決済する条件で、PASM O取扱事業者が定める</p>

特定の自動券売機等において、オートチャージPASMOにチャージすることをいう。

第2章 オートチャージ会員契約

(会員登録と契約の成立)

第4条 オートチャージサービスの会員契約は、会員希望者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて当社指定の申込方法で登録希望の申込みを行い、当社指定のクレジットカード会社が登録希望のあったクレジットカードを決済カードとして承認し、第7条に定めるオートチャージ設定情報追加の登録を行ったとき、又は当社において、新規設定PASMOの発売のための会員登録手続きを完了したときに、当社と会員の間に成立する。なお、クイックチャージは、オートチャージサービスの自動付帯サービスとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員希望者の会員登録を承認しない。この場合、会員希望者が申込みのために提出又は入力した情報等は、当社が特に認めた場合を除き、返却しない。なお、本条に基づく会員希望者の不利益に対し、当社はその責めを負わない。

- (1) 申込み方法の誤りや、提出又は入力した情報等における不足、不鮮明、その他申込みの不備があった場合
- (2) 会員希望者、記名PASMOの使用者、登録希望のあった決済カードの名義人が同一人でない場合、又は生年月日が一致しない場合
- (3) 登録希望のPASMOが無記名PASMOである場合
- (4) 登録希望のPASMOがオートチャージサービスの有効期限内、又は申込み時においてオートチャージサービスの有効期限到来による退会後6箇月以内のPASMOである場合
- (5) 登録希望のPASMOが一体型PASMOの場合で当該一体型PASMO以外のクレジットカードを決済カードとする申込みの場合、又は登録希望の決済カードが一体型PASMOの場合で当該一体型PASMO以外のPASMOへの設定情報追加を希望する申込みの場合
- (6) 登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合
- (7) 登録希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの会員登録がされたクレジットカードである場合、又はPASMOの払いもどしを行った後の一体型PASMOである場合（一体型PASMOの移替えによる払いもどしの場合を含む。）
- (8) 登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、会員希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合
- (9) その他当社が会員希望者を会員とすることを不適当と判断した場合

(新規設定PASMOの契約の成立)

第5条 新規設定PASMOを発売する際の、記名PASMOの使用にかかわる契約は、PASMO取扱規則にかかわらず、オートチャージサービスの会員登録が完了したときに、当社と記名PASMOの使用者の間に成立する。

(デポジットの收受方法)

第6条 新規設定PASMO（一体型PASMOを除く。）を発売する際のデポジットは、決済カードから收受する。

(オートチャージ設定情報追加の登録)

第7条 会員希望者は、オートチャージサービスの提供を受けるために、当社所定の手続きにより設定情報追加の申込みを行い、当社から設定情報追加の手続きの通知を受け、当該通知に記載された期限内に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者¹に当該通知を呈示することにより（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行うことにより（モバイルPASMOの場合）、記名PASMOへ設定情報追加を行わなければならない。

(オートチャージサービスの有効期限)

第8条 オートチャージサービスには有効期限を設定する。会員の有効期限は当社から通知する。

- 2 会員の有効期限が到来する場合で、当社及び会員の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が引続き会員と認める場合には、有効期限を更新する。更新の手続きは当社から通知する。
- 3 前項の通知を受けた会員は、有効期限が到来する前に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO

特定の自動券売機等において、オートチャージPASMOにチャージすることをいう。

第2章 オートチャージ会員契約

(会員登録と契約の成立)

第4条 オートチャージサービスの会員契約は、会員希望者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて当社指定の申込方法で登録希望の申込みを行い、当社指定のクレジットカード会社が登録希望のあったクレジットカードを決済カードとして承認し、第7条に定めるオートチャージ設定情報追加の登録を行ったとき、又は当社において、新規設定PASMOの交付のための会員登録手続きを完了したときに、当社と会員の間に成立する。なお、クイックチャージは、オートチャージサービスの自動付帯サービスとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員希望者の会員登録を承認しない。この場合、会員希望者が申込みのために提出又は入力した情報等は、当社が特に認めた場合を除き、返却しない。なお、本条に基づく会員希望者の不利益に対し、当社はその責めを負わない。

- (1) 申込み方法の誤りや、提出又は入力した情報等における不足、不鮮明、その他申込みの不備があった場合
- (2) 会員希望者、記名PASMOの使用者、登録希望のあった決済カードの名義人が同一人でない場合、又は生年月日が一致しない場合
- (3) 登録希望のPASMOが無記名PASMOである場合
- (4) 登録希望のPASMOがオートチャージサービスの有効期限内、又は申込み時においてオートチャージサービスの有効期限到来による退会後6箇月以内のPASMOである場合
- (5) 登録希望のPASMOが一体型PASMOの場合で当該一体型PASMO以外のクレジットカードを決済カードとする申込みの場合、又は登録希望の決済カードが一体型PASMOの場合で当該一体型PASMO以外のPASMOへの設定情報追加を希望する申込みの場合
- (6) 登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合
- (7) 登録希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの会員登録がされたクレジットカードである場合、又はPASMOの払いもどしを行った後の一体型PASMOである場合（一体型PASMOの移替えによる払いもどしの場合を含む。）
- (8) 登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、会員希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合
- (9) その他当社が会員希望者を会員とすることを不適当と判断した場合

(新規設定PASMOの契約の成立)

第5条 新規設定PASMOを交付する際の、記名PASMOの使用にかかわる契約は、「PASMO取扱規則」にかかわらず、オートチャージサービスの会員登録手続きが完了したときに、当社と記名PASMOの使用者の間に成立する。

(デポジットの收受方法)

第6条 新規設定PASMO（一体型PASMOを除く。）を発売する際のデポジットは、決済カードから收受する。

(オートチャージ設定情報追加の登録)

第7条 会員希望者は、オートチャージサービスの提供を受けるために、当社所定の手続きにより設定情報追加の申込みを行い、当社から設定情報追加の手続きの通知を受け、当該通知に記載された期限内に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者¹に当該通知を呈示することにより（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行うことにより（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、記名PASMOへ設定情報追加を行わなければならない。

(オートチャージサービスの有効期限)

第8条 オートチャージサービスには有効期限を設定する。会員の有効期限は当社から通知する。

- 2 会員の有効期限が到来する場合で、当社及び会員の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が引続き会員と認める場合には、有効期限を更新する。更新の手続きは当社から通知する。
- 3 前項の通知を受けた会員は、有効期限が到来する前に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO

鉄道事業者に当該通知を呈示することにより（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行うことにより（モバイルPASMOの場合）、更新の手続きを行わなければならない。

- 4 期限内に前項の更新の手続きを行わなかった会員は、有効期限の到来をもって退会となる。ただし、当社が特に認めた場合には、退会を取り消すことがある。
- 5 会員が第2項の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって退会となる。

（個人情報の取扱い）

第9条 会員希望者がオートチャージサービスの会員登録を申込むときに申込書に記載した（PASMOカードの場合）、若しくは携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行い入力した（モバイルPASMOの場合）、又は決済カードを取り扱うクレジットカード会社が会員希望者から同意を得て当社へ提供した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる個人情報は当社が管理する。

- (1) 記名PASMOにかかわる個人情報
 - (2) オートチャージPASMO、又はオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限、及びクレジットカード会社に登録の電話番号
- 2 当社は、取得した個人情報を、次の目的で利用する。
- (1) 会員及び会員希望者の本人確認
 - (2) オートチャージサービス等にかかわる利用代金の決済
 - (3) 当社から会員へのオートチャージPASMO及びオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付
 - (4) 当社から会員及び会員希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 - (5) この規則に定めるところによるオートチャージサービス等にかかわるサービスの実施及び改善
- 3 前各項のほか、記名PASMOに関して当社が取得した個人情報の取扱いは、PASMO取扱規則及びモバイルPASMO会員規約に定めるところによる。

（会員の退会）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、会員は退会となる。

- (1) 会員の不在等により、新規設定PASMOを交付できなかった場合
 - (2) 会員がオートチャージサービスを解約できるPASMO鉄道事業者に当該事業者が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等とPASMOを呈示してオートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行い、オートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合（モバイルPASMOの場合）
 - (3) 会員のオートチャージPASMOが失効した若しくは無効であったこと、又は払いもどされたことが判明した場合（一体型PASMOの移替えによる払いもどしの場合を含む。）
 - (4) 会員の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合
 - (5) 会員登録後に、会員の申込みが会員登録を承認しない事項に該当することが判明した場合
 - (6) クレジットカード会社が、会員のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合
 - (7) その他この規則に定める会員の退会事由に該当した場合
- 2 退会による会員の損害に対し、当社はその責めを負わない。また、当社が特に認めて退会を取り消した場合、退会を取り消すまでの間の会員の一切の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 3 会員は、退会後であっても、退会前に発生したオートチャージサービス等にかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承する。
- 4 会員のPASMOが一体型PASMOで、当該PASMOにかかわる契約にオートチャージサービスの解約制限にかかわる定めがある場合には、第1項第2号に定めるオートチャージサービスの解約手続きをすることができない。
- 5 オートチャージサービスを解約した又は退会となった場合には、クイックチャージに関するサービスも退会となる。
- 6 クイックチャージに関するサービスだけを解約することはできない。

鉄道事業者に当該通知を呈示することにより（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行うことにより（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、更新の手続きを行わなければならない。

- 4 期限内に前項の更新の手続きを行わなかった会員は、有効期限の到来をもって退会となる。ただし、当社が特に認めた場合には、退会を取り消すことがある。
- 5 会員が第2項の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって退会となる。

（個人情報の取扱い）

第9条 会員希望者がオートチャージサービスの会員登録を申込むときに申込書に記載した（PASMOカードの場合）、若しくは携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行い入力した（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、又は決済カードを取り扱うクレジットカード会社が会員希望者から同意を得て当社へ提供した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる個人情報は当社が管理する。

- (1) 記名PASMOにかかわる個人情報
 - (2) オートチャージPASMO、又はオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限、及びクレジットカード会社に登録の電話番号
- 2 当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的で利用する。
- (1) 会員及び会員希望者の本人確認
 - (2) オートチャージサービス等にかかわる利用代金の決済
 - (3) 当社から会員へのオートチャージPASMO及びオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付
 - (4) 当社から会員及び会員希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 - (5) この規則に定めるところによるオートチャージサービス等にかかわるサービスの実施及び改善
- 3 前各項のほか、記名PASMOに関して当社が取得した個人情報の取扱いは、「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」及び「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」に定めるところによる。

（会員の退会）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、会員は退会となる。

- (1) 会員の不在等により、新規設定PASMOを交付できなかった場合
 - (2) 会員がオートチャージサービスを解約できるPASMO鉄道事業者に当該事業者が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等とPASMOを呈示してオートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行い、オートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）
 - (3) 会員のオートチャージPASMOが失効した若しくは無効であったこと、又は払いもどされたことが判明した場合（一体型PASMOの移替えによる払いもどしの場合を含む。）
 - (4) 会員の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合
 - (5) 会員登録後に、会員の申込みが会員登録を承認しない事項に該当することが判明した場合
 - (6) クレジットカード会社が、会員のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合
 - (7) その他この規則に定める会員の退会事由に該当した場合
- 2 退会による会員の損害に対し、当社はその責めを負わない。また、当社が特に認めて退会を取り消した場合、退会を取り消すまでの間の会員の一切の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 3 会員は、退会後であっても、退会前に発生したオートチャージサービス等にかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承する。
- 4 会員のPASMOが一体型PASMOで、当該PASMOにかかわる契約にオートチャージサービスの解約制限にかかわる定めがある場合には、第1項第2号に定めるオートチャージサービスの解約手続きをすることができない。
- 5 オートチャージサービスを解約した又は退会となった場合には、クイックチャージに関するサービスも退会となる。
- 6 クイックチャージに関するサービスだけを解約することはできない。

(交付できなかった新規設定P A S M Oの失効)

第 1 1 条 会員に交付できなかった新規設定P A S M Oは、会員登録の翌日を起算日として、1年間を経過した場合は失効する。

2 前項により失効した場合、記名P A S M Oの使用者はデポジットの返却を請求することはできない。

(オートチャージP A S M Oが無効となる場合)

第 1 2 条 オートチャージP A S M Oは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収又は退会処理を行うことがある。この場合、デポジット及びP A S M Oに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等は返却しない。

(1) 決済カードの名義人ではない者が、名義人と偽って会員登録したことが判明した場合

(2) その他不正な手段で会員登録をしたことが判明した場合

第 3 章 オートチャージサービス等の提供

(オートチャージP A S M Oの使用方法及び制限事項)

第 1 3 条 新規設定P A S M O (一体型P A S M Oを除く。)には、署名欄に当該P A S M Oに記録された会員の氏名を記載しなければならない。

2 設定情報追加を行う発売済P A S M Oは、第 7 条に定める設定情報追加の手続き完了後に、オートチャージP A S M Oとして取り扱う。

3 会員は、オートチャージP A S M Oの実行判定金額及び実行金額を、オートチャージ設定情報を変更できるP A S M O鉄道事業者に申し出ることにより (P A S M Oカードの場合)、又は携帯情報端末における所定のアプリケーション操作により (モバイルP A S M Oの場合)、変更することができる。

4 会員退会後のオートチャージP A S M Oは、記名P A S M Oとして取り扱う。

(オートチャージサービス等の制限又は停止)

第 1 4 条 当社は以下の場合、オートチャージサービス等の取扱いを制限又は停止をすることがある。

(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、オートチャージサービス等の取扱いが困難であると当社が認めた場合

(2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により、当社がオートチャージサービス等の取扱いの中止を必要と判断した場合

2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

(オートチャージ)

第 1 5 条 オートチャージP A S M Oは、次の各号の条件をすべて満たすときには、P A S M O鉄道事業者が定める改札機において当該改札機による改札を受けて入場する際および入場処理がされているものの出場処理されていないP A S M Oにより改札を受けて出場する際に、オートチャージする。

(1) オートチャージP A S M Oに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。

(2) オートチャージP A S M Oのバリュー残額が会員の設定した実行判定金額以下であるとき。ただし、実行判定金額は1, 0 0 0円から1 0, 0 0 0円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2, 0 0 0円とする。

(3) 当該オートチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額 (オートチャージとクイックチャージの累計額をいう。以下同じ。) が1 0, 0 0 0円以下、かつ当月 1 日からのオートチャージ累計額が5 0, 0 0 0円以下であるとき。

2 オートチャージする金額は会員の設定した実行金額とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。ただし、実行金額は1回あたり1, 0 0 0円から1 0, 0 0 0円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは1回あたり3, 0 0 0円とする。

3 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の都合により一体型P A S M Oのクレジットカード機能が利用できない場合には、オートチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。

4 実行したオートチャージを取り消すことはできない。

(クイックチャージ)

(交付できなかった新規設定P A S M Oの失効)

第 1 1 条 会員に交付できなかった新規設定P A S M Oは、会員登録の翌日を起算日として、1年間を経過した場合は失効する。

2 前項により失効した場合、記名P A S M Oの使用者はデポジットの返却を請求することはできない。

(オートチャージP A S M Oが無効となる場合)

第 1 2 条 オートチャージP A S M Oは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収又は退会処理を行うことがある。この場合、デポジット (一体型を除くP A S M Oカードの場合) 及びP A S M Oに記録されている一切の金銭的価値及びP A S M O取扱事業者が発売した乗車券等は返却しない。

(1) 決済カードの名義人ではない者が、名義人と偽って会員登録したことが判明した場合

(2) その他不正な手段で会員登録をしたことが判明した場合

第 3 章 オートチャージサービス等の提供

(オートチャージP A S M Oの使用方法及び制限事項)

第 1 3 条 新規設定P A S M O (一体型P A S M Oを除く。)には、署名欄に当該P A S M Oに記録された会員の氏名を記載しなければならない。

2 設定情報追加を行う交付又は発行済P A S M Oは、第 7 条に定める設定情報追加の手続き完了後に、オートチャージP A S M Oとして取り扱う。

3 会員は、オートチャージP A S M Oの実行判定金額及び実行金額を、オートチャージ設定情報を変更できるP A S M O鉄道事業者に申し出ることにより (P A S M Oカードの場合)、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作により (モバイルP A S M O又はApple Pay のP A S M Oの場合)、変更することができる。

4 会員退会後のオートチャージP A S M Oは、記名P A S M Oとして取り扱う。

(オートチャージサービス等の制限又は停止)

第 1 4 条 当社は次の各号に該当する場合、オートチャージサービス等の取扱いを制限又は停止をすることがある。

(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、オートチャージサービス等の取扱いが困難であると当社が認めた場合

(2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により、当社がオートチャージサービス等の取扱いの中止を必要と判断した場合

2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

(オートチャージ)

第 1 5 条 オートチャージP A S M Oは、次の各号の条件をすべて満たすときには、P A S M O鉄道事業者が定める改札機において当該改札機による改札を受けて入場する際及び入場処理がされているものの出場処理されていないP A S M Oにより改札を受けて出場する際に、オートチャージする。

(1) オートチャージP A S M Oに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。

(2) オートチャージP A S M Oのバリュー残額が会員の設定した実行判定金額以下であるとき。ただし、実行判定金額は1, 0 0 0円から1 0, 0 0 0円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2, 0 0 0円とする。

(3) 当該オートチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額 (オートチャージとクイックチャージの累計額をいう。以下同じ。) が1 0, 0 0 0円以下、かつ当月 1 日からのオートチャージ累計額が5 0, 0 0 0円以下であるとき。

2 オートチャージする金額は会員の設定した実行金額とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。ただし、実行金額は1回あたり1, 0 0 0円から1 0, 0 0 0円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは1回あたり3, 0 0 0円とする。

3 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の都合により一体型P A S M Oのクレジットカード機能が利用できない場合には、オートチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。

4 実行したオートチャージを取り消すことはできない。

(クイックチャージ)

第16条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、PASMO取扱事業者が定める自動券売機等の機器においてクイックチャージする。

- (1) オートチャージPASMOに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。
 - (2) 当該クイックチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額が10,000円以下、かつ当月1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であるとき。
- 2 クイックチャージを行う金額は、オートチャージサービスで設定している実行金額の定めによらず、PASMO取扱事業者が定める自動券売機等で選択可能な金額から会員が任意に選択した金額（ただし、チャージ後のバリュー残額が20,000円を超えない範囲とする。）とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。
- 3 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の都合により一体型PASMOのクレジットカード機能が利用できない場合には、クイックチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 4 実行したクイックチャージを取り消すことはできない。

第4章 オートチャージPASMOの効力・再発行

（新規設定PASMOの氏名の再表示）

第17条 新規設定PASMOの署名が不明又は不明瞭となったときは、当該記名PASMOは使用することができない。

- 2 前項の場合、使用者は、PASMO鉄道事業者氏名等券面に表示すべき事項の再表示を請求しなければならない。

（誤署名による新規設定PASMOの書替え）

第18条 使用者が新規設定PASMO（一体型PASMOを除く。）の署名を誤記入した場合は、当該記名PASMOは使用することができない。

- 2 前項の場合、使用者は、PASMO鉄道事業者氏名の書替え又は記名PASMOの交換を請求しなければならない。

（オートチャージサービス等の免責事項）

第19条 オートチャージPASMOを紛失した使用者が当該PASMOの紛失再発行の取扱いを行わなかった期間、及び紛失したオートチャージPASMOの再発行整理票発行日（PASMOカードの場合）、又は再発行登録申請日（モバイルPASMOの場合）におけるオートチャージ、クイックチャージや払いもどし、バリューの使用等で生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。その他本規則に基づく取扱いに関して生じる使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

- 2 一体型PASMOにおける会員の退会による提携先のサービス機能にかかわる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 オートチャージサービスの相互利用

（他社におけるオートチャージの取扱い）

第20条 前各条の規定にかかわらず、次の各号に定める事業者（以下「他社」という。）の改札機において、当社は第15条の各項に定めるオートチャージの取扱いを行う。

- (1) 埼玉新都市交通株式会社
- (2) 仙台空港鉄道株式会社
- (3) 東京モノレール株式会社
- (4) 東京臨海高速鉄道株式会社
- (5) 東日本旅客鉄道株式会社

- 2 他社においてオートチャージの取扱いを行う改札機は、当該他社が定める。

第16条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クイックチャージすることができる。

- (1) オートチャージPASMOに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。
 - (2) 当該クイックチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額が10,000円以下、かつ当月1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であるとき。
- 2 クイックチャージを行う金額は、オートチャージサービスで設定している実行金額の定めによらず、PASMO取扱事業者が定める自動券売機等で選択可能な金額から会員が任意に選択した金額（ただし、チャージ後のバリュー残額が20,000円を超えない範囲とする。）とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。
- 3 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の都合により一体型PASMOのクレジットカード機能が利用できない場合には、クイックチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 4 実行したクイックチャージを取り消すことはできない。

第4章 オートチャージPASMOの効力・再発行

（新規設定PASMOの氏名の再表示）

第17条 新規設定PASMOの署名が不明又は不明瞭となったときは、当該記名PASMOは使用することができない。

- 2 前項の場合、使用者は、PASMO鉄道事業者氏名等券面に表示すべき事項の再表示を請求しなければならない。

（誤署名による新規設定PASMOの交換）

第18条 使用者が新規設定PASMO（一体型PASMOを除く。）の署名を誤記入した場合は、当該記名PASMOは使用することができない。

- 2 前項の場合、使用者は、PASMO鉄道事業者氏名等券面に表示すべき事項の再表示を請求しなければならない。

（オートチャージサービス等の免責事項）

第19条 オートチャージPASMOを紛失した使用者が当該PASMOの紛失再発行の取扱いを行わなかった期間、及び紛失したオートチャージPASMOの再発行整理票発行日（PASMOカードの場合）、又は再発行登録申請日（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）におけるオートチャージ、クイックチャージや払いもどし、バリューの使用等で生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。その他本規則に基づく取扱いに関して生じる使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

- 2 一体型PASMOにおける会員の退会による提携先のサービス機能にかかわる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 オートチャージサービスの相互利用

（他社におけるオートチャージの取扱い）

第20条 前各条の規定にかかわらず、次の各号に定める事業者（以下「他社」という。）の改札機において、当社は第15条の各項に定めるオートチャージの取扱いを行う。

- (1) 埼玉新都市交通株式会社
- (2) 仙台空港鉄道株式会社
- (3) 東京モノレール株式会社
- (4) 東京臨海高速鉄道株式会社
- (5) 東日本旅客鉄道株式会社

- 2 他社においてオートチャージの取扱いを行う改札機は、当該他社が定める。

「P A S M O 電子マネー取扱規則」新旧対照表（抜粋）

現行版	改定版
<p style="text-align: center;">P A S M O 電子マネー取扱規則</p> <p style="text-align: right;">制 定 2 0 0 7 年 2 月 1 日 最終改定 2 0 2 0 年 3 月 1 8 日</p> <p>利用箇所と利用方法 第 4 条 利用者は、別表第 2 号のサービスマークを掲示した P A S M O 加盟店に設置した電子マネー端末において、電子マネー取引をすることができるものとする。 2 前項により電子マネー取引をする場合、利用者の P A S M O から当該加盟店の電子マネー端末に、商品等の代金額に相当する電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとする。 3 第 1 項により利用する場合、商品等の代金額及び電子マネーの残額は、電子マネーの移転が完了した時点で、電子マネー端末又は携帯情報端末に表示され、利用者は当該代金表示金額及び電子マネー残額表示金額に誤りのないことを確認するものとする。なお、即時に当該加盟店に対して異議の申出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなす。 4 当社及び P A S M O 電子マネー取扱事業者は、利用者が P A S M O 加盟店から購入し又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と P A S M O 加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、その責めを負わないものとする。 5 第 2 項に定める電子マネーの移転がなされた後、利用者と P A S M O 加盟店との間で、電子マネー移転の原因となった行為が無効、取消し、解除、その他理由の如何を問わず、当該電子マネーの返還はできない。</p>	<p style="text-align: center;">P A S M O 電子マネー取扱規則</p> <p style="text-align: right;">制 定 2 0 0 7 年 2 月 1 日 最終改定 2 0 2 0 年 1 0 月 6 日</p> <p>利用箇所と利用方法 第 4 条 利用者は、別表第 2 号のサービスマークを掲示した P A S M O 加盟店に設置した電子マネー端末において、電子マネー取引をすることができるものとする。 2 前項により電子マネー取引をする場合、利用者の P A S M O から当該加盟店の電子マネー端末に、商品等の代金額に相当する電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとする。 3 第 1 項により利用する場合、商品等の代金額及び電子マネーの残額は、電子マネーの移転が完了した時点で、電子マネー端末、<u>携帯情報端末又は特定携帯情報端末</u>に表示され、利用者は当該代金表示金額及び電子マネー残額表示金額に誤りのないことを確認するものとする。なお、即時に当該加盟店に対して異議の申出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなす。 4 当社及び P A S M O 電子マネー取扱事業者は、利用者が P A S M O 加盟店から購入し又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と P A S M O 加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、その責めを負わないものとする。 5 第 2 項に定める電子マネーの移転がなされた後、利用者と P A S M O 加盟店との間で、電子マネー移転の原因となった行為が無効、取消し、解除、その他理由の如何を問わず、当該電子マネーの返還はできない。</p>